

## 産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

(平成23年4月1日施行「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」より)

### 【対象】

積替え保管を行わない 産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者）

### 【内容】

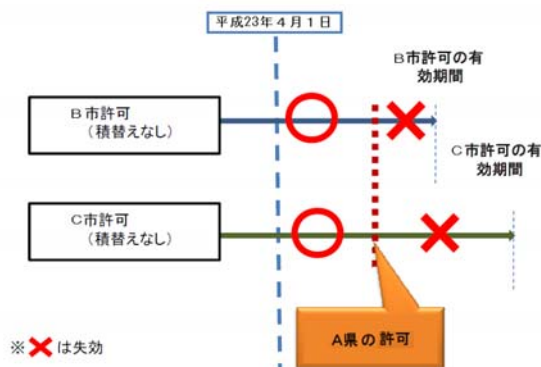
- (1) 平成23年4月1日時点で現に受けている都道府県知事の許可の効力は政令市を含む当該都道府県内全域に及ぶこととなります（積替え保管を伴う場合は除く。）。
- (2) 政令市の区域を越えて収集運搬を行おうとする業者（積替え保管を伴う場合は除く。）に係る許可は、経過措置の対象となる場合を除き、平成23年4月1日に失効します。

### 【経過措置】

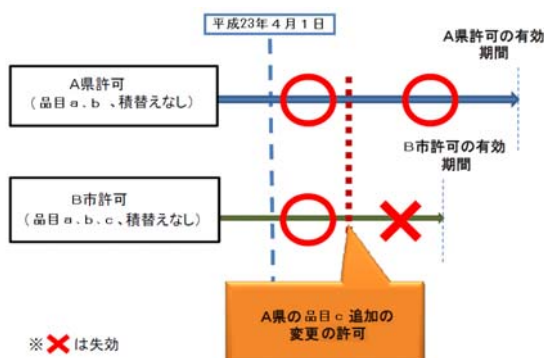
従前の政令市長等の許可の範囲内で平成23年4月1日以降も収集運搬業を行うには都道府県知事の許可又は変更の許可を受けなければならないこととなる場合、従前の当該政令市長等の許可の有効期間満了日まで、その従前の範囲内で収集運搬業を行うことができます。具体的には、以下の①、②のいずれかに該当する政令市長等の許可については、平成23年4月1日以降も当該政令市長等の許可の有効期間中は、引き続き有効となります。

ただし、都道府県知事の許可又は変更の許可を受けたことにより、当該政令市長等の許可が都道府県知事の許可の範囲内に含まれることとなったときは、経過措置の適用対象外となり、当該指定都市の長等の許可は失効することとなります。

- ① 平成23年4月1日時点で現にA県内の政令市B及びCの許可は受けているが、A県の許可は受けていない者に係る政令市B及びCの許可



- ② 平成23年4月1日時点で現にA県の許可（許可品目は、a及びb）を受けており、かつ、A県内の政令市Bの許可（許可品目は、a、b及びc）を受けている者に係る政令市Bの許可



問合せ先  
和歌山市産業廃棄物課  
Tel. 073-435-1221